

# 愛媛県知的財産戦略改定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 知的財産の創造、保護及び活用を推進し、産業競争力の強化及び地域の活性化を図ることを目的とする「愛媛県知的財産戦略」を改定するため、愛媛県知的財産戦略改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を知事に報告する。

- (1) 愛媛県知的財産戦略の改定に関する事
- (2) その他知的財産の振興に関する事

## (組織)

第3条 改定委員会は、委員8名以内で構成し、学識経験者、産業関係者、行政関係者及び一般県民の中から、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

## (委員長等)

第4条 改定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

## (会議)

第5条 改定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 改定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 改定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

## (解散)

第6条 改定委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

## (庶務)

第7条 改定委員会の庶務は、愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課において処理する。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が改定委員会に諮り、その都度定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。